

# 短期入所生活介護重要事項説明書

〈令和7年4月1日現在〉

1. 事業者 小豆島町

## 2. 事業所

施設 の 名 称	特別養護老人ホームうちのみ
所在地・連絡先	住 所 : 香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95
	電話番号 : 0879-82-7032
	Fax 番号 : 0879-82-7030
事業所番号	3771200577
施設長の氏名	出水 安則

## 3. 事業所の目的及び運営方針

### (1) 事業所の目的

当事業所は、要介護状態にあると認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

### (2) 運営方針

- ① 当事業所は、短期入所生活介護計画に基づく、介護及び機能訓練等必要とされる日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある場合以外、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。
- ③ 当事業所は、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス提供者及び関係市町と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ 当事業所は、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者の「その人らしい暮らし」を大切にするためサービス提供に努めます。
- ⑤ サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑥ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインにのっとり、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービス提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとします。

## (3) その他

事 項	内 容
短期入所生活介護計画の作成	利用者が相当期間以上継続して入所する場合には、利用者の心身の状況及び病状、置かれている環境等の評価医師の診断に基づき短期入所生活介護計画を作成します。
従業員研修	採用時及び毎月1回以上実施

## 4. 施設の構造

## (1) 構造等

敷 地	建 物		
	構 造	延 べ 床 面 積	利 用 定 員
12,296.61㎡	鉄筋コンクリート造 4・5階部分	486.9㎡	4人

(介護老人福祉施設との共用：空床利用)

敷 地	建 物		
	構 造	延 べ 床 面 積	利 用 定 員
12,296.61㎡	鉄筋コンクリート造 4・5・6階部分	3,260.88㎡	60人

## (2) 居室

居室の種類	室 数	面積（1人当たりの面積）	備 考
従来型個室	4	24.2～24.3㎡ (12.1～12.15㎡)	ナースコールを設置 4階・5階に各2室

(介護老人福祉施設との共用：空床利用)

居室の種類	室 数	面積（1人当たりの面積）	備 考
従来型個室	26	10.9～13.1㎡	ナースコールを設置
多床室(準個室)	17	22.4～26.4㎡ (11.2～13.2㎡)	ナースコールを設置

## (3) 主な設備

## 4階

設 備	室 数	面積（1人当たりの面積）	備 考
食堂及び機能訓練室	1	115.18㎡（5.24㎡）	ショート兼用
静 養 室	1	11.1㎡	
洗 面 所	—		各居室に設置
便 所	2	54.06㎡	

## 5階

設 備	室 数	面積（1人当たりの面積）	備 考
食堂及び機能訓練室	1	116.68㎡（5.30㎡）	ショート兼用

医 務 室	1	9.94 m <sup>2</sup>	
静 養 室	1	11.2 m <sup>2</sup>	
洗 面 所	—		各居室に設置
便 所	2	55.23 m <sup>2</sup>	

#### 6 階

設 備	室 数	面積（1人当たりの面積）	備 考
食堂及び機能訓練室	1	109.60 m <sup>2</sup> （5.48 m <sup>2</sup> ）	
浴 室	1	86.42 m <sup>2</sup>	寝台1、個浴3台設置
洗 面 所	—		各居室に設置
便 所	2	54.26 m <sup>2</sup>	

#### (4) 通常の送迎の実施地域

小豆島町内とする

### 5. 施設の職員体制

従業員の職種	人数	区 分				常勤換算後の人数 (人)	職 務 の 内 容
		常 勤		非常勤			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者	1		1				従業員の管理、指導を行う。
医師	1				1		週一回、利用者の心身の状況に応じて、日常的な医学管理を行う。
介護職員	3	1			2	2.0	利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
機能訓練指導員	1		1				リハビリテーションプログラムを作成するとともに、機能訓練の実施に際し指導を行う。
管理栄養士	1		1				献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
介護支援専門員	1		1				施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
生活相談員	1		1			1.0	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
その他の従業者	18		9		9		施設に関する業務を行う。

(介護老人福祉施設との共用：空床利用)

従業員の職種	人数	区 分				常勤換算後の人数 (人)	職 務 の 内 容
		常 勤		非常勤			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
施設長	1		1			1.0	従業員の管理、指導を行う。
医師	1				1		週一回、利用者の心身の状況に応じて、日常的な医学管理を行う。

看護職員	4	3	1		3.5	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定などの医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。	
介護職員	27	24		1	2	25.4	利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
機能訓練指導員	1	1				1.0	リハビリテーションプログラムを作成するとともに、機能訓練の実施に際し指導を行う。
管理栄養士	1	1				1.0	献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
介護支援専門員	1		1			1.0	施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
生活相談員	1		1			1.0	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
その他の従業者	18		9		9	5.6	施設に関する業務を行う。

## 6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長	正規の勤務時間帯（8:30～17:15）
医師	週1回（13:30～16:30）
介護職員	日勤（8:30～17:15） 夜勤（16:30～9:00） 早出（7:30～16:15） 遅出（10:00～18:45）
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8:30～17:15）
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8:30～17:15）
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8:30～17:15）
生活相談員	正規の勤務時間帯（8:30～17:15）
その他の従業者	正規の勤務時間帯（8:30～17:15）

## 7. サービスの内容と費用

### (1) 介護保険給付対象サービス

#### ① サービス内容

種類	内容
食事	（食事時間） 朝食 7:45～ 昼食 11:45～ 夕食 17:30～ 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うとともに、食事の自立についても適切な援助を行います。
健康管理	嘱託医師により、週に1回定期診察を行います。それ以外でも心配な場合にはいつでも診察を受け付けます。 ただし、当施設で行えない処置（透析等）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。
機能訓練	理学療法士等により入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
入浴	週2回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。

排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床・着替・整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週1回実施します。
レクリエーション等	各種の娯楽設備を整えております。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。

## ② 利用料

原則として料金表の額に、介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額が利用者の負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

### 【 料 金 表 】

#### ○ 短期入所生活介護費（1日につき）

##### （一）併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）〈従来型個室〉

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円

##### （二）併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈多床室（準個室）〉（空床利用の場合）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円

#### ○ 加算（ただし、要件を満たす場合に算定します）

##### （1日につき）

種 類	説 明	利 用 料
機能訓練指導体制加算		120円
個別機能訓練加算		560円
看護体制加算（Ⅰ）		40円
看護体制加算（Ⅱ）		80円
医療連携強化加算	看護体制(Ⅱ)を算定している場合	580円
看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以下に限る 7日間を限度	640円
夜勤職員配置加算		130円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	入所日から7日間を限度	2,000円
若年性認知症利用者受入加算		1,200円
送迎加算（片道）	1回につき	1,840円

緊急短期入所受入加算	入所日から7日間を限度	900円
長期利用者に対して提供する場合	連続30日を超えた日から減算	△300円
口腔連携強化加算	1回につき 1月に1回を限度	500円
療養食加算	1日につき3回を限度	80円
在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制(Ⅰ)を算定している場合	4,210円
	(2) 看護体制(Ⅱ)を算定している場合	4,170円
	(3) 看護体制(Ⅰ・Ⅱ)を算定している場合	4,130円
	(4) 看護体制を算定していない場合	4,250円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		220円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		180円

(1月につき)

種 類	説 明	利 用 料
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		1,000円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		2,000円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		1,000円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		100円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 14.0%×10円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 13.6%×10円
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 11.3%×10円
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 9.0%×10円

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外サービスは次の額を負担していただきます。

① 食費(1日につき)

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円	600円	1,000円	1,300円	1,550円

食費の内訳

朝食	300円	昼食	650円	夕食	600円
----	------	----	------	----	------

② 滞在費(1日につき)

個室の場合

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
380円	480円	880円	880円	1,231円

多床室(準個室)の場合(空床利用)

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
無料	430円	430円	430円	1,078円

③ その他

種類	説明	利用料
区域外送迎料	片道5km未満(1回につき)	1,048円
	片道5km以上(1回につき)	2,095円
日用品費	シャンプー・リンス・石鹸等の共用物品(1日につき)	150円
電気料	1器具(1日につき)	50円

8. 利用料のお支払方法

毎月、15日までに「7. サービスの内容と費用」に記載の金額を算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、25日までにお支払ください。

支払方法は、次のとおりです。

◎ 現金払の場合は次の場所でお支払ください。

- 介護保険施設 事務所(1階)
- 小豆島町役場 西館出納室・池田窓口センター・三都出張所・坂手出張所  
福田出張所・橘出張所
- 次の金融機関の本店・支店・出張所
  - ◇ 出納取扱金融機関 香川県農業協同組合
  - ◇ 収納取扱金融機関 百十四銀行・香川銀行・香川県信用組合・四国労働金庫  
西日本信用漁業協同組合連合会

◎ 振込口座は次のとおりです。

金融機関・店舗 香川県農業協同組合・内海支店  
口座種別・番号 普通 5192137  
口座名義 小豆島町介護保険施設

◎ 上記のほか、口座振替も出来ますので、各金融機関で手続をして下さい。

9. サービス内容に関する苦情相談窓口

当施設相談窓口	窓口責任者	出水 安則		
	利用時間	8:30~17:00		
	利用方法	電話	0879-82-7031	
		面接	当施設事務室(相談は別室で行います。)	
		苦情箱	当施設1階に設置	
	その他窓口	香川県長寿社会対策課	087-832-3266	
		国民健康保険団体連合会	087-822-7453	
		小豆島町 高齢者福祉課	0879-82-7006	

## 10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「介護保険施設消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める「介護保険施設消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火戸・シャッター	6カ所
	避難階段	3カ所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	誘導灯	58カ所
カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。				
消防計画等	小豆島消防署への届出日 : 平成29年5月19日 防火責任者 : 宮下 宗徳			

## 11. 協力医療機関等

医療機関	名称	小豆島中央病院
	所在地	香川県小豆郡小豆島町池田2060番地1
	電話番号	0879-75-1121
	診療科	内科・外科・脳神経外科・小児科・整形外科・耳鼻咽喉科 泌尿器科・眼科・皮膚科・産婦人科・放射線科・健診科
	入院設備	234床
歯科医療機関	名称	あきた歯科医院
	所在地	香川県小豆郡小豆島町片城甲161番地1
	電話番号	0879-82-0018

## 12. 施設利用に当たっての留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 面会時間 : 8:00~20:00 (感染症予防のため、当分の間、面会を制限しています。)
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と予定時間を職員に届け出て下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。



喫煙	施設内は禁煙です。
飲酒	サービス利用中の飲酒はご遠慮下さい。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないで下さい。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
宗教活動・政治活動	施設内での入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、短期入所生活介護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者「乙」 住 所 香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95

事業所名 特別養護老人ホームうちのみ

代表者名 小豆島町長 大江 正彦

説明者 職 氏 名 事 務 員

私は、重要事項説明書に基づいて、短期入所生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者「甲」 住 所

氏 名 ㊟

代理人 住 所

(選任した場合) 氏 名 ㊟

連絡先 住 所 〒

氏 名 続柄

電話番号

携帯電話